

# 議会活性化等検討特別委員会委員長報告

令和8年3月16日

議会活性化等検討特別委員会は、議長の諮問事項である「議会への多様な人材の参画」と「議会における人材育成」、そして、これらを通じた「議会の活性化」を調査研究するため、令和6年6月定例会において、1期及び2期の議員10人の委員をもって設置されました。

令和7年12月定例会での委員長中間報告、また、令和7年第8回全員協議会において、それまでに開催された17回の委員会における調査内容や答申の概略などを報告したところです。

その後、2回の委員会を開催し、答申の精査や「議会関係ハラスメント根絶条例案」のパブリック・コメントについて協議しましたので、改めて結果などについて報告します。

まずは「議会への多様な人材の参画」についてであります。検討に当たっては、議員を取り巻く社会情勢や社会的課題の視点から、いかに多様な人材を議会参画に繋げることができるのかを主題に据え、議会全体の活動方針を確認した上で、本委員会が担う次の4項目について、調査研究を行いました。

第1の項目「幅広い世代や専門知識を持った者が議員をめざせる処遇面の改善」においては、「答申1」として、「物価の高騰や賃金上昇を含めた社会情勢の変化及び次世代を担う議員のためにも、現行の議員報酬等について、早急に議員報酬及び特別職給料審議会における検討が必要であり、そのことを議会全体で要求すべきである。」としています。

本答申の背景として、令和6年に議員定数を2人削減し、議会費を縮減したことや、議員の活動量に基づき算出する「原価方式」による試算の結果、現在の報酬額が活動量に対し、相当低い水準にあることが確認されました。また、県内他市の状況についても調査し、近年、庄原市、廿日市市、大竹市において報酬引き上げの勧告が出されたことを報告書に記載しております。さらに、その調査終了後の令和7年12月に福山市が審議会にて議員報酬引き上げの答申を出し、令和8

年1月には呉市議会が報酬審議会の開催を求めるなど、県内自治体でも動きが加速しています。本市においても、時機を逸<sup>いっ</sup>することなく早急に議員報酬及び特別職給料審議会での検討が必要であると考えています。

同じく処遇面の改善に関し、「答申2」として、「旧姓でのキャリアを継続し、有権者との関係性を維持することで、女性の政治参画の拡大、そして、議員数の男女比を出来る限り均等となることに繋がるように「通称及び旧姓の使用に関する規程」を策定する。」ことといたしました。本規程については、本年3月上旬に議長決裁を経て、「三次市議会議員の通称及び旧姓の使用に関する規程」として策定したところです。

第2の項目として、「育児、介護等と議員活動の両立支援やハラスメント防止対策等の環境の整備」を掲げました。これに対する「答申3」は、「議会へ多様な人材の参画を促すために、議員、さらには議員になろうとする者も含め、市民みんなで、あらゆるハラスメントを防止することが求められている。本市においても、ハラスメントの根絶を目的とした条例の制定が必要である。」としています。中間報告及び全員協議会でもお伝えしたとおり、「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」に「市民の責務」を規定に含むことから、パブリック・コメントを実施しました。

実施にあたっては、「議員と話そう」での資料配付、市ホームページ、議会事務局及び各支所窓口での意見募集を行いました。広報活動として、市議会だよりやケーブルテレビへの出演、音声告知放送、市公式 SNS への投稿に加えて、令和8年2月4日付けの中国新聞でも報道されました。最終的に寄せられた意見は2件で、いずれも条例案の内容に直接関連するものではありませんでしたが、議員への立候補や政治活動をしやすい環境整備の一環として、ハラスメントの根絶をめざしているこの取組について、新聞掲載等を通じて広く紹介されたことは、市民への一定の周知につながったものと捉<sup>とら</sup>えています。

こうした過程を経て、本日、本会議において「三次市における議会関係ハラス

メントを根絶するための条例案」を発議する運びとなりました。今後は本条例に実効性を持たせるため、本委員会メンバーが先頭に立ち、趣旨を継続的に市民へ周知してまいります。議員各位におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

第3の項目は、「次世代を担う若者の議会に対する関心度の向上」です。現在、広報広聴常任委員会が中心となって取り組んでいる、中高生との対話を通じた主権者教育の推進を掲げました。議員を身近に感じてもらうことで、地方議会に対する期待感の低迷や無関心を打開できるものと考えています。

最後、第4の項目、「市民の期待に応える“注目される議会”としての取組」に対しては、「答申4」として、「議会が二元代表制の責務を果たすためには、質問・質疑の根拠を明確にし、分かりやすく、より質の高い政策的な議論が求められる。また、議員力の向上が前提ではあるが、議会の自治体の意思決定への関与をより高める施策も考えられる。そのような視点から、先駆的な議会が取り入れている「反問権運用の範囲の拡大」と「議決事件の範囲の拡大」について、本議会の現状に照らし合わせ、有効的であるかどうか、今後も調査研究を続ける必要がある。」としています。これは、議員報酬額を含む処遇面の改善を実現するためにも、自らの活動を厳しく振り返り、明確な根拠に基づく政策提言を行うなど、議員としての質を高め続けるという本委員会の決意表明でもあります。

以上が、「議会への多様な人材の参画」における4つの答申であります。

続いて、もう一つの諮問事項である「議会における人材育成」については、市民ニーズに的確に対応し、信頼される魅力ある議会となるため、地方議会制度や会議原則等の知見を深めることに努めてまいりました。また、一般質問をテーマに先駆的な他市議会の事例を参考に自由討議を重ね、各委員がその役割と意義を共有しました。

これら2つの諮問事項への取組は、議会の活性化に直結するものと確信しております。多様な人材が参画することで、議会の質が向上し、それにより議会の魅力が高まる。その結果、市民の関心が上昇し、さらなる人材の参画を<sup>うなが</sup>促すという「好循環」こそが、議会活性化の本質であると考えます。

本委員会は、これをもって議長から諮問された調査研究を終えますが、取り組む事項を着実に実行し、二元代表制における重責を遂行することを切望いたします。この好循環を維持・発展させるためには、調査研究した事項が着実に達成されているか、停滞していないかを継続的に検証する、いわゆる「議会PDCAサイクル」の構築が不可欠です。

特に、議員報酬額等の処遇改善の実現に向けては、我々一人ひとりが時代を的確に捉え、市民の声に真摯に耳を傾け、活動に反映させていくことが不可欠であり、自己研鑽を怠ることは決して許されません。

常に前進し、市民からの信頼を得て「注目される議会」になるよう、これまで以上の努力が求められます。

議員各位には、本答申への深い理解と、実現に向けた積極的な行動を期待いたします。

最後に、このような機会を設けてくださった議長に感謝を申し上げ、議会活性化等検討特別委員会の委員長報告を終わります。